

平成 25 年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

平成25年度事業報告

I はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、一貫して開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、受入企業をはじめ関係者の皆様の絶大なご支援をいただきながら、技能実習生派遣国（以下「派遣国」という。）であるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）、タイ王国（以下「タイ」という。）及びインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）の3か国から延べ39,000名を超える外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を受け入れてきた。

本年度は、受入れ初年度から数えて20年の節目の年に当たり、帰国実習生の活躍事例など、これまでの外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）の成果をまとめた技能実習制度20周年記念誌を発行し関係各方面に無償で配布したところであるが、同誌にベトナム社会主義共和国グエン・タン・ズン首相及び派遣3か国担当大臣から、人材育成に対する取組みを高く評価するお祝いのメッセージが寄せられるなど榮譽に浴したところである。

また、同じく受入事業20周年の節目の年に合わせ、派遣国別式典を開催し、これまで当機構を支えていただいた会員企業、関係各位に当機構からの感謝の意を表するとともに、各派遣国担当大臣から受入企業に感謝状が贈呈されたところである。

II 事業の概要

当機構の主要事業である実習生受入事業については、各派遣国から当機構の実習生受入事業が高い評価を受け、ベトナム労働・傷病兵・社会大臣等の派遣国政府幹部と当該国における人材育成について意見を交わした際においても、日本の高度な技術・技能や厳格な職場規律など日本の優れた労働慣行を習得できる当機構の実施する実習生受入事業は大変有意義な事業であり、本事業を当該国の人材育成に関する政策の主軸として位置づけており、事業の拡大要請があったところである。また、平成26年3月17日、赤坂迎賓館において開催された、ベトナム社会主義共和国チュオン・タン・サン国家主

席と日本の友人との懇親会に当機構会長が招かれるという荣誉にあずかり、同国家主席とベトナム技能実習生派遣・受入事業の一層の拡大を約束したところである。

日本国内においては、外国人技能実習制度（以下「技能実習制度」という。）の見直し
が本格化し、平成25年12月25日に法務大臣の私的諮問機関である「第6次出入国
管理政策懇談会 外国人受入れ制度検討分科会（第5回）」において、当機構会長が監理
団体を代表して技能実習制度の現状とあるべき方向について意見を述べる機会が持たれ
た。席上、当機構会長から、途上国の人材育成に貢献するこの制度への派遣国政府の高
い評価と期待を紹介するとともに、安易な外国人労働者の導入策にながれることなく、
この技能実習制度の拡充によって対応すべきとの立場から広範にわたる意見を開陳した
ところである。

また、当機構が監理団体全体のリーダー的役割を果たすべき立場にあることを踏まえ、
監理団体が連携してこの技能実習制度の適正な運営を目指すため設けられている「外国
人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会（以下「中連協」という。）においても、その中
心的役割を担いつつ、中連協の加盟団体のみならず、各都道府県の外国人技能実習生受
入団体連絡協議会加盟団体に参加を呼びかけて、「不正行為撲滅キャンペーン」を実施す
るなど、業界全体で事業の適正化を図るとともに、中連協加盟団体から制度改善に関す
る要望を取りまとめ、関係省庁に提出したところである。

今後も当機構の基本理念である「人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展
に寄与します」、「人づくりを通じ、開発途上国の経済発展に寄与します」の下、「開発途
上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業」、「開発途上
国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」及び「開発途上国との青少年親善交流
事業」等の事業の一層の拡大推進を図ってまいる所存であり、従前と変わらぬご支援を
賜りますよう謹んでお願い申し上げます次第である。

以下実施した事業内容について報告する。

記

1 実習生受入事業及び同事業の実施に必要な無料職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

派遣国政府等と一体となって実施している実習生受入事業をより効率的かつ効果的に実施し、一層発展させるため、派遣国政府との間で協議を行った。

(2) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

実習生再受入れの確実な確保と新規受入企業の獲得を重点課題として業務推進活動を行った結果、受入数1,725名（ベトナム265名、インドネシア1,181名、タイ279名）であった。また、日本ILO協会の国際人材育成事業を引き継いで行っている事業の対象者（フィリピン）の受け入れは、136名であった。

イ 実習生の質の向上

実習生が制度の趣旨に適った技能実習を全うするためには、日本社会への適応、日本語能力の向上が不可欠である。このため実習生に対し、その受入企業への配属前に以下の教育を行った。

(ア) 日本社会への適応

a 受入企業における技能実習が円滑に行えるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるための教育の徹底を図った。

b 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について教育を行った。

(イ) 日本語能力の向上

a 当機構オリジナルの日誌を配布し、実習期間中、継続して記述するよう指導を行った。

b 入国時は日本語能力試験のレベルN4、入国1年後は同N3、帰国時は同N2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業における日本語教育の強化を図った。

c 日本語能力試験の受験を奨励し、各支局での日本語講座の開設、受験案内（願書）及び練習問題の無料配布及び、N3以上合格者に対する表彰等を行った。

平成25年度の日本語能力試験第1回目（7月実施）に1,761名が受験し、392名（N2：15名、N3：135名、N4：233名、N5：9名）が合格した。第2回目（12月実施）には1,757名が受験し331名（N2：12名、N3：99名、N4：211名、N5：9名）が合格した。

d 受入企業における技能実習へ円滑に移行できるよう、現場作業等で使用される表現・単語等をまとめた事前講習及び集合講習用の当機構オリジナル実践日本語テキストを作成した。

(ウ) 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が技能実習の全期間を通じ、初心を忘れず、モチベーションを維持、向上させることが必要である。そのため、次のことを重点的に指導を行った。

a 日本語能力の向上が、日本での技能実習の成功に不可欠であること及び帰国後の就職活動にも有利になること。

b 技能実習期間中に学んだ技術、日本人の働き方、日本的な経営手法、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際して大いに役立つこと。

c 帰国後における実習生の成功事例集を配布し、起業及び条件の良い就職は、自分の意思と努力によって必ず掴み取ることができること。

ウ 寄附活動

当機構では、ベトナムの貧困な若者を技能・技術労働者として育成し、貧困

からの脱却を図ることを目的に、ベトナム労働・傷病兵・社会省（以下「ベトナム労働省」という。）と協力し、意欲や能力があっても貧困により就学の機会を得られなかった若者を対象に、ベトナムにおいて無償事前訓練を実施し、訓練合格者にはアイム・ジャパン技能実習プログラムへの応募資格を付与する人材育成事業を実施することとし、そのための基金として、「開発途上国の人材育成基金」を設置の上、平成24年度に寄附活動を実施したところである。

平成25年8月8日、ベトナムにおいて、「ベトナム社会主義共和国の貧困層の若者の人材育成に関する合意書」が、ベトナム労働大臣と当機構会長の間で締結され、本合意書に基づき、「開発途上国の人材育成基金」の寄附金総額1,582万円を、平成26年3月にベトナム労働省に送金し、無償教育実施に向けて準備を開始したところである。

一方、平成25年10月18日には、同基金にご賛同いただいた多くの企業及び個人に、当機構主催の「ベトナム技能実習生受入促進・投資セミナー（日越外交関係樹立40周年／外国人技能実習制度20周年記念）」において、チュエン労働大臣から感謝状が直接手渡されたところである。

なお、本年度の寄附活動は、当機構の寄付金等取扱規定第2条第2項に基づく一般寄付金として実施したところである。

エ 実習生受入手続の支援

本年度は、実習生の受入を11回実施したが、告示の遅延に伴って、入国次によっては、入国日及び企業への配属日が分散するという事態が発生したものの、実習生の母国からの出国、日本への入国、集合講習施設への入寮及び集合講習後の企業配属等は、概ね良好に実施できた。

オ 適正な実習環境の整備、向上

(ア) 受入企業に対する監査及び訪問指導の実施

技能実習制度に係る法務省関係法令及び指針において、受入企業における技能実習の実施状況を3月につき少なくとも1回の監査を行うとともに「技能実習1号」の活動期間中については、1月につき少なくとも

1回の訪問指導が求められている。当機構は「技能実習1号」の活動期間中のみならず「技能実習2号」の活動期間中も月1回以上の訪問指導を実施した。平成25年12月からは、関係法令等の改正によって、より的確な監査項目が定められたため、専門知識を有する当機構の役職員を派遣するなど労働関係法令の遵守をはじめとする適正な技能実習について周知徹底に努めた。

(イ) 「受入企業総点検月間」の実施

平成25年度も5月を「受入企業総点検月間」とし、受入企業全社に対し法務省指針の不正行為に係る事項のうち特に労働関係法・労働安全衛生法等の遵守の実態を把握するために総点検を実施し、その結果を踏まえ、改善が必要とされる企業に対しては速やかな是正を要請した。

(ウ) 「受入企業懇談会」の開催

法務省指針の趣旨及び労働関係法令の遵守について周知徹底を図り、受入企業における実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入に関する諸問題を討議すること、並びに当機構の事業運営の現況を説明するとともに、受入企業幹部から技能実習制度に関する各種意見をいただき、当機構の事業運営に反映させることを目的として、8支局、1事務所において、「受入企業懇談会」を開催した。

さらに、当懇談会については、技能実習制度に関する関係法令等の最新情報を当機構の専門的知識を持つ役職員が解説する場を設けるなど、より魅力あるものとし、広く技能実習制度を周知するため呼称を「アイム・ジャパンセミナー」としてホームページはじめ各種宣伝媒体を活用したところ、会員・非会員を問わず多くの方にご参加いただいた。

(エ) 「実習・生活指導員懇談会」の開催

受入企業の実習生に対する指導実務に携わる技能実習指導員及び生活指導員を対象に、平成26年2月27日から同年3月28日の間に8

支局、1事務所において、「実習・生活指導員懇談会」を実施した。

受入企業130社、158名が参加し、技能実習における問題の発生防止及び解決方法等について、情報及び意見を交換し、実習指導及び生活指導の向上を図った。

(オ) 実習生の在留に係る手続の支援

実習生が技能実習を行うのに必要な在留に係る在留資格変更及び在留期間更新等の許可を得る手続、大使館への在留届および有効期間が経過する旅券延長手続等の諸手続の支援を行った。

また、実習生の「技能実習2号」への移行に伴う技能検定の受験等申請手続きの支援のほか技能実習生身分証明書を発給して実習生の便宜を図った。

カ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下の活動を実施した。

(ア) 実習生のための電話相談等

- a アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、24時間いつでも実習生の相談等に適切かつ迅速な対応を行った。
- b 本部に設置しているフリーダイヤル電話（24時間対応）により、ベトナム語、インドネシア語、タイ語及び英語を話せる職員が実習生の相談に応じる体制を整えた。
- c アイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）、イブクー（私の母）制度（インドネシア）及びピーチャイ・ピーサオ（兄姉）制度（タイ）等により、それぞれの国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切な助言・指導を与えた。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み、年末年始の休暇の前に、季節の注意事項とともに失踪防止、交通安全と事故防止等、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、アテンド担当職員より実習生及び受入

企業に配布した。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて技能実習を修了した676名に対し、駐日インドネシア大使及び在大阪同国総領事から賞詞が授与された。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下に、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、「実習生休日の集い」及び集合講習等を通じて、失踪防止をも含めた生活指導の強化・徹底を図った。

また、派遣国所管官庁等から幹部一行の来日に合わせ、実習生と親しく交流（当該国実習生の集い）する場を設けることにより、幹部の方からの叱咤や激励などを頂戴した。

キ 失踪防止対策

実習生の失踪は、技能実習制度の根幹を揺るがすと共に社会と産業の健全な発展を妨げる重大な問題である。近年の発生状況は、リーマンショックによる景気後退に伴い激減したものの、平成23年度から増加に転じたため、失踪防止対策は重要な課題と位置付けた。そこで、集合講習時の指導強化と併行して駐日派遣国大使館との連携を密にし、失踪の根絶に向けた総合的防止対策を推進したところである。本年度は三派遣国全体で前年度比減少となった。

ク 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入企業に対して要請するとともに、実習生に対しては、法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導を行った。

特に、法定資格を必要とするフォークリフト運転、玉掛け業務、床上操作式クレーン運転等の就業制限業務に実習生が無資格で作業に就くこ

とのないよう指導の徹底を図った。

具体的には、新規に入国する実習生及びすでに在留している実習生を対象に、企業への引継ぎ前又はその引継ぎ後に必要に応じて技能講習資格を取得させるための受講支援を実施するなど、以下の対策を推進した。

- a 企業への引継ぎ前に技能講習の資格を取得するための受講支援（フォークリフト・玉掛け、床上げ操作式クレーンの3種目延べ525名受講）
- b 実習生が技能講習を受講する際の技能講習補助テキスト配付による受講支援
- c 法定の特別教育（吊り上げ荷重5トン未満のクレーン運転の業務、アーク溶接等の業務）に対する学科教育の実施
- d 安全衛生意識の高揚を図るための「安全衛生大会」の開催（全国8ヶ所で開催、実習生延べ1,298名が参加）
- e 安全衛生ステッカー（3か国語11種類20,845枚・手拭（3か国語10,000枚）の作製、配付
- f 受入企業自主点検票による点検の実施（815事業所）
- g 事故調査・指導の実施

(イ) 健康診断の実施等

全ての実習生に対し、入国前1か月以内に送出国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇入れ時健康診断項目のすべての項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対しては適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止した。

(ウ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう仲間たちに訴える標語及びスローガンを入れた第9回「安全衛生ポスターコンクール」を実施した。応募総数119名、129作品から最優秀賞1名、優秀賞2名、

優良賞3名、佳作4名がを選出し、表彰状及び副賞を授与した。

ケ 実習生福利厚生事業

(ア) 「作文コンクール」の実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、第15回「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施した。

応募総数198通から最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作3名、奨励賞2名を選出し、表彰状及び副賞を授与した。

これら入賞者の作品を文集として発行した。

(イ) 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行

実習生の日本語能力向上を図り、もって技能実習効果の改善及び地域社会との交流を深めること等を目的に、実習生向けの情報誌「みんなのひろば」73号から78号を発行し、日本における生活習慣等について注意喚起し、円滑な技能実習を促した。

コ 実習生の適正かつ厳正な選抜に対する支援

派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等について密に協議を行うなど募集担当者との連携強化等により、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援した。

サ 集合講習等の効果的实施

(ア) 事前講習（入国前の講習）

a 派遣国政府が実施する事前講習について、当機構はこれに積極的に協力した。また、技能実習の効果をあげるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロール・プレイング（役割演技）訓練を実施した。また日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適正を欠く者については、入国前に不合格とするよう派遣国政府に要請した。

- b 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4合格レベルに向けての指導を行うと同時に、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努めた。
- c 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努めた。
- d 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりとした目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努めた。

(イ) 集合講習（入国直後の講習）

入国直後の実習生を対象に、アトム・ジャパントレーニングセンター南柏（千葉県流山市）等を利用し、コミュニケーション能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び外部専門家による入管法、労働関係法令、不正行為への対応方法に関する実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに、以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効果的な集合講習を実施した。

- a 技能実習制度の目的及び意義、実習生にかかわる諸規則等の遵守についての指導を強化した。
- b 実習生としての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分身に付けた実習生の育成に努めた。
- c 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化した。
- d 安全衛生意識の高揚を図り、労働災害を防止するため労働安全衛生教育を行うとともに法に基づく特別教育（学科部分）を実施した。
- e 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難いと判断される者は、受入企業へ配属する前に帰国させることとしているが、そのような事案は皆無であった。

f 事前講習と入国後の集合講習連携を強化し、さらに実習生の質の向上に努めた。

シ 帰国する実習生に対する技能実習修了証書の発行

平成25年度に3年間の技能実習を修了しベトナム、インドネシア及びタイ並びにフィリピンへ帰国する実習生（以下「帰国実習生」という。）1,447名（ベトナム144名、インドネシア1,010名、タイ238名、フィリピン55名）に対し、帰国時にその成果を称え、当機構が発行する技能実習修了証書を発行・手交した。

ス 帰国実習生に対する就職及び起業支援

(ア) 技能実習を修了した帰国実習生の就職状況を各国駐在員事務所と連携し、1、3、6か月ごとに追跡調査を行った。

(イ) ベトナム労働省、インドネシア労働移住省及びタイ労働省に協力し、日系企業との集団面接会開催を通じて、帰国実習生の就職を支援した。

(ウ) 日本国内においては、既に派遣国に進出している企業及び進出を検討している企業に対して技能実習制度の概要を説明するとともに、駐在員事務所を紹介するなど、帰国実習生の現地採用の円滑化を図った。

(エ) インドネシア起業セミナーへの支援

インドネシア協同組合中小企業省と協力し、帰国修了生の起業支援のために10月6日、セミナーを開催した。

セ 図書の発刊

実習生派遣国の経済関係情報をはじめ、政治・文化等の情報についても現地駐在員事務所及び国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を企業等に無償で提供した。

ソ 広報宣伝活動

当機構の目的、業務内容及び実績等を広く周知するとともに企業における国際化の促進の必要性を社会一般に対し認識させた。同時に技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、積極的に日刊紙、雑誌及び業界紙

等へのパブリシティ活動を展開し、マスメディアへの報道を図ることとし、受入事業の拡大、発展につなげた。

タ 広報誌の発行

広く一般への技能実習制度の啓蒙及び実習生の技能実習状況への理解を図り、もって国際相互理解の促進及び開発途上国への人材育成を通じた経済協力を資することを目的に、受入企業及び関係各所に「IM Japan News」114号から119号を配付した。

チ カレンダーの作成・配付

当機構と実習生、受入企業との関係をより強固なものとするを目的に、2014年（平成26年）版のカレンダーを作成・配付した。

(3) 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

ア 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

実習生受入事業を行う監理団体は、法令上、無料職業紹介事業の許可を取得することが要件とされていることから、当機構は平成22年4月1日付13ーム-300032号をもって厚生労働大臣から当該事業の許可を取得した。

これに基づき派遣国政府等とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を行って、実習生の受入を実施した。

イ 技能実習職種のマッチングのための措置

当機構が行う無料職業紹介事業が的確かつ円滑に実施できるよう実習生の募集及び選抜の段階において、受入企業における事業内容とともに、技能実習職種ごとに作業現場、作業機械等の写真を添えて作業内容を説明する「技能実習職種説明資料」を応募者に閲覧させ、その後に希望職種を申告させることによって、実習生の希望と実習対象職種のより円滑なマッチングの実現を図った。

(4) 「人材育成セミナー」の開催

実習生派遣国の国情、生活習慣及び国民性等についての十分な知識と理解を深め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、各国大使館公使参事官等を講師に迎え「人材育成セミナー」を「アトム・ジャパンセミ

ナー」として、平成25年11月と12月に支局ごとに開催した。(7会場)本セミナーは、ホームページをはじめ各種宣伝媒体を活用したことにより会員・非会員を問わず大勢の皆様が参加することとなり、各国の国情や文化、経済、国民性及び実習生指導にあたっての注意点など、幅広い内容について啓蒙が図られた。

(5) 技能実習制度20周年記念式典等の実施

ア 外国人技能実習制度20周年記念セミナーの開催

平成25年4月12日、「外国人技能実習制度創設20周年記念セミナー in大阪～魅力あふれるインドネシア～」を開催し、130社187名にのぼる多数の出席の下、インドネシア共和国協同組合・中小企業省アグス・ムハラム副大臣、在大阪インドネシア共和国イブヌ・ハディ総領事、大和ハウス工業株式会社海外事業部室長がインドネシアの魅力について紹介した。

イ インドネシア労働移住大臣感謝状伝達式の開催

平成25年6月28日、東京において、「インドネシア技能実習生受入事業20周年記念インドネシア労働移住大臣感謝状伝達式」を開催し、インドネシア実習生を10年以上又は100名以上受け入れてこられた企業に対し、同国労働移住大臣の代理である同省アブドゥル・ワハブ・バンコナ労働者訓練・生産性向上総局長から73社に感謝状が伝達された。また、これまでの当機構の功績が認められ、インドネシア労働移住大臣からの感謝状も伝達された。

ウ タイ王国労働大臣感謝状伝達式の開催

平成25年7月22日、東京において、「タイ王国労働大臣感謝状伝達式」を開催した。式典にはタイ労働省アヌソーン・クライワツヌツソン副大臣、タナティップ・ウパティシン駐日タイ王国全権特命大使、タイ労働省ソムキアット・チャーヤシーウォン事務次官が臨席し、タイ実習生を5年以上受け入れてこられた79社の受入企業に、パドゥームチャイ・サソムサップ労働大臣からの感謝状をアヌソーン労働副大臣から伝達された。また、実習生受入事業を通じ、タイ王国の人材育成・経済発展に高く貢献したとして、タイ労働大臣から当機構に感謝状と記念品が伝達された。

エ ベトナム技能実習生受入促進・投資セミナーの開催

平成25年10月18日、東京において、日越外交関係樹立40周年／外国人技能実習制度20周年記念「ベトナム技能実習生受入促進・投資セミナー」を開催した。ベトナム労働省ファム・ティ・ハイ・チュエン大臣がセミナー講演のために来日し、駐日ベトナム大使館ドン・スアン・フン特命全権大使、日越友好議員連盟武部勤特別顧問が併せて講演され、約230名の一般参加者が集い盛大に執り行われた。

当セミナー内にて、ベトナム実習生を5年以上受け入れてこられた受入企業9社に、ファム・ティ・ハイ・チュエン大臣から直接感謝状が授与されるとともに、「人材育成基金」の趣旨に賛同しご寄附いただいた企業と個人に対しても、感謝状が授与された。また、ベトナム政府直接派遣技能実習生受入事業を通じ、ベトナムの人材育成・経済発展に高く貢献したとして、同大臣から当機構に感謝状が授与された。

オ 外国人技能実習制度20周年記念誌の発行

平成5年4月に創設された「外国人技能実習制度」が本年度で20周年を迎えたことを記念し、当機構では、帰国実習生の成功事例を中心に、制度創設の経緯、当機構の沿革、受入企業の声等をまとめた「羽ばたくアジアの若者たちー技能実習生と受入企業の20年の歩みー（外国人技能実習制度20周年記念誌）」を発行し、関係者に無償配布したところである。

この記念誌発行に当たり、ベトナムからは、担当大臣のほかグエン・タン・ズン首相からお祝いのメッセージを賜り本誌に収めたところである。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 情報資料の提供

海外投資情報を隔月発行し、派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、広報誌と併せ関係企業に送付、海外進出に興味がある企業に情報提供した。

(2) 海外投資相談

海外駐在員事務所と連携を図り、中小企業の海外進出を支援することを目的として、会員企業、非会員企業の関係者からの問い合わせや相談に対応した。

(3) 受入企業等を中心とした現地訪問団の派遣

実習生の受入企業、受入希望企業の派遣国に対する更なる理解向上を図ることを目的とし、駐日ベトナム大使館の協力を得て11月3日から9日までベトナム訪問団を派遣した。

(4) 海外投資セミナーの開催

海外事業部が企画広報室と連携し、ベトナム進出に関心を持つ企業を対象として、10月18日、東京において、ベトナム労働大臣他を講師に招き、ベトナム投資セミナーを開催した。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、6月24日から7月5日までベトナム高校生等30名を、9月2日から9月13日までインドネシア高校生等22名を日本に招聘し、日本の高校訪問、日本人家庭ホームステイなどを実施し、授業や部活動の参加を通じ、若者同士の国際交流を行うとともに、日本文化について理解を深めた。